

◆福祉関係者※2編

相談を受けたら

相談があった場合は、迅速に対応しましょう。

行方不明者の家族からの相談の場合、その家族は冷静な思考状態ではないことが多いため、福祉関係者は努めて冷静に対応しましょう。

- (1) 相談者が警察に通報したか確認し、通報していなければ110番するよう働きかける。

- ★ 時間が経つほど行動範囲が広がり、通報の遅れが生存率に関わる。
- ★ 警察は通常の捜索の他、ひかるくん・ひかりちゃん安心メール（旧はいかいシルバーSOSネットワークシステム）で登録者に情報提供します。



ひかるくん・ひかりちゃん
安心メール登録
はこちらから

- (2) 別添【様式7】聞き取りシート（P13参照）やメモで、相談者から聞き取れる範囲で詳しく情報を聞き取る。

- ★ 相談者から聞き取りがしやすいよう聞き取りシートを活用する。
聞き取りシートの用意がない場合は、メモに残す。
個人情報の公開について、必ず確認する。
- ★ 公開する場合、最近の写真があれば提供してもらう。

- (3) 民生委員※1や自治会長へは相談者から連絡してもらうよう伝えるとともに、既存の連絡網などで他の福祉関係者などへ知らせ、協力可能か確認する。

①協力が得られる場合

→ P9「捜索の準備」へ

②協力が得られない場合

自機関のできる範囲で協力し、その他は警察や西蒲区役所ハートメールなどの情報提供による捜索を求める。

(4) 行方不明者本人が家に戻る可能性があるため、自宅で待機してもらうよう当事者家族または相談者へ働きかける。

(例3)【様式3】緊急連絡先（福祉関係者編）

福祉関係者	民生委員	0256-00-0000 025-000-0000
	自治会長	0256-00-0000 025-000-0000
	西蒲区社会福祉協議会	0256-73-3356
	地域包括支援センター	西川 0256-88-3122 中之口・湯東 025-375-8833 巻 0256-73-6780 岩室 0256-82-5501
	西蒲区役所 (健康福祉課)	0256-72-8362 0256-72-8345
	出張所	岩室 0256-82-4111 西川 0256-88-3111 湯東 0256-86-3111 中之口 025-375-2712

※1 正しくは民生委員・児童委員。わかりやすくするため民生委員と表現。

※2 西蒲区役所（健康福祉課）、西蒲区社会福祉協議会、地域包括支援センター、支え合いのしくみづくり推進員、福祉施設など。